

返戻金制度について

株式会社 MARU International の紹介によるコンサルティング費用を発生後、返戻金について場合、以下に定めるものとする。

採用者への紹介業務が完了し、被採用者が入社してから 6 ヶ月以内に、当該人材が本人都合及び本人の責めに帰すべき理由にて退職した場合、受領した紹介手数料を次により返戻する。

1. 1 ヶ月未満は 70%
2. 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満は 50%
3. 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満は 30%

但し、被採用者の責に因らない解雇、雇用主に起因する退職、被採用者の死亡、天災事変等の不測の事態、その他株式会社の MARU International 免責が妥当と判断される事由の場合は、この限りではないものとする。

以上

許可番号： 27-ユ-300970

事業所の名称及び所在地：

株式会社 MARU International

大阪府豊中市庄内西町 1 丁目 3 番 15 号 1F